

## 利用者負担金額表

	1号認定児	2号認定児
利用者負担月額	0円	0円

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分			3号認定児 利用者負担月額（円）			
階層区分	定 義		保育標準時間	保育短時間		
国	市					
1	A	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等自立支援法等による支援給付受給世帯（いずれも単給世帯を含む。）	0	0		
2	B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	
			ひとり親世帯等以外	0	0	
3	C 1	A階層を除き、市町村民税均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等	5,000	4,900	
			ひとり親世帯等以外	12,700	12,400	
	C 2		1円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000	4,900
				ひとり親世帯等以外	14,600	14,300
4	D 1	A階層を除き、当該年度分（4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分とする）の市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円以上 72,800円未満	ひとり親世帯等	5,000	4,900
				ひとり親世帯等以外	21,800	21,400
	D 2		72,800円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	5,000	4,900
				ひとり親世帯等以外	28,500	28,000
5	D 3	97,000円以上 133,000円未満	37,000	36,300		
	D 4	133,000円以上 169,000円未満	41,800	41,000		
6	D 5	169,000円以上 301,000円未満	49,400	48,500		
7	D 6	301,000円以上 397,000円未満	50,400	49,500		
8	D 7	397,000円以上	51,400	50,500		

※1 子どもの教育・保育給付認定区分は、当該年度の初日における認定区分によるものとし、当該年度中はその認定区分を適用します。

※2 C 1階層からD 7階層までの世帯のうち、当該児童が次のいずれかに該当する場合の利用者負担月額は、次表の右欄の金額を適用します。

ア	同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所（園）、又は地域型保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業を利用している兄又は姉（以下「保育所等に入所等する兄又は姉」という。）を1人有する場合	利用者負担金額表に定める額の2分の1の額
イ	同一世帯に保育所等に入所等する兄又は姉を2人以上有する場合	0円

※3 ひとり親世帯等で市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯、及びそれ以外の世帯で市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯の特例

保護者と生計を一にする子どもが2人以上いる場合は、最年長の子どもを第1子とし、利用者負担金額表に定める額を適用します。また、第2子の場合は利用者負担金額表に定める額の2分の1の額（ひとり親世帯等に当たる世帯の場合は、0円）とし、第3子以降は0円とします。

注1 保護者と生計を同一にしている子どもで、必ずしも保護者と同居している必要はありません。（例：仕送りを受けて別居している大学生など）

※4 次のいずれかに該当する世帯のうち、現に扶養する子どもが3人以上いる世帯の第3子以降に係る利用者負担月額は、次表の右欄の金額を適用します。

ア	ひとり親世帯等以外の世帯で、D1(市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯に限る。)からD7までの階層に当たる世帯	0円
イ	ひとり親世帯等で、D2(市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯に限る。)からD7までの階層に当たる世帯	0円